国立大学法人九州大学高度専門職員人事規程

平成２６年度九大就規第２５号
制　　定：平成２７年　３月３０日
最終改正：令和　６年　３月２９日
（令和５年度九大就規第３４号）

（趣旨）

第１条　この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成１６年度九大就規第１号）第５条第５項、第７条第３項及び第４２条の２の規定に基づき、高度専門職員の選考の方法、職種その他の必要な事項について定めるものとする。

（選考の方法）

第２条　高度専門職員の選考は、次の各号に掲げる職種の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　次条第１項第１号に掲げる者　九州大学教育研究評議会規則（平成１６年度九大規則第６号）第７条第１項に定める研究戦略会議及び産学官連携戦略会議並びに役員会の議を経て、総長が行う。

(2)　次条第１項第２号又は第３号に掲げる者　所属する組織に設置する委員会等及び役員会の議を経て、総長が行う。

（職種）

第３条　高度専門職員の職種は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　研究推進職

(2)　学術推進職

(3)　寄附推進職

２　前項各号に掲げる者の職務その他の必要な事項は、別に定める。

（雇用経費）

第４条　高度専門職員のうち、前条第１項第１号に掲げる者の雇用経費は、競争的研究費とする。

２　前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合においては、運営費交付金をもって充てることができるものとする。

（研修の機会）

第５条　第３条第１項第１号又は第２号に掲げる高度専門職員には、研修を受ける機会が与えられるものとする。

２　前項に掲げる高度専門職員は、職務に支障のない限り、所属する部局等の長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年度九大就規第４号）

この規程は、平成２８年７月１日から施行する。

附　則（平成２８年度九大就規第９号）

この規程は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則（平成３０年度九大就規第１号）

この規程は、平成３０年７月１日から施行する。

附　則（平成３０年度九大就規第２５号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和３年度九大就規第１号）

この規程は、令和３年５月１日から施行する。

附　則（令和３年度九大就規第２３号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年度九大就規第５１号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大就規第３４号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。